

社会法案議会を通過

(西ドイツ)

ドイツ連邦議会は5月13日野党の反対をおして年金立直し法(Renten—sanierungsgesetz)と保健関係費節約法(Gesetz zur Kostendämpfung im Gesundheitsbereich)を通過させた。さらに戦争犠牲者年金調整法(Gesetz zur Anpassung der Kriegsofferrenten)は最後の段階で野党CDU/CSCの同意が得られた。以上3つの法律は7月1日から発効する。これはこれと同時に年金を9.9%増額する期限と一致するためである。ただし保健費用節約法は参議院の同意を要するが、参議院を構成する各州の反対が予想されている。

年金調整は各党すべて賛成して、年金保険の年金、戦争犠牲者年金は7月1日から9.9%、農家老齢扶助の老齢手当は明年1月1日から9.9%増額され、災害保険の現金給付も明年1月1日から7.3%増額される。

年金調整の時期を1978年7月1日から79年1月1日に半年ずらすことも野党の同意が得られた。さらに連邦労働公社がその措置を受けている者に対して、年金保険の拠出を代わって支払うこととする、という政府案も野党の同意が得られ、この結果景気の変動で就業者数が変わるため、年金保険の収入が不安定になる悩みは解消された。

保健費用制限法案(Gesetzentwurf zur Kostenbegrenzung im Gesundheitsbereich)は野党連合から全面的に拒否された。特に疾病保険の拠出測定限度を、年金保険の測定現度の75%から85%に上げる点が批判されたのである。

保険関係費節約法により、疾病金庫と金庫医は毎年診療報酬増加について全国統一の勧告を行うこととなり、各金庫は医師との契約に当ってこれに拘束はされないが、配慮しなければならないことになる。このほか医師と金庫は毎年

医薬の最高額を定め、それを越えた場合規定を守らなかった医師は償還の義務がある。一方患者も今後は医療費に責任をもつこととなり、処方箋料は規定の医薬毎に1マルクを負担すると共に、頭痛薬や軽度の鎮静剤などの些細なものは自己負担となる。

病院関係では病院は投資、再投資の費用を分担することとなったほか、入院費は今後は病院と疾病金庫の間で直接交渉することとなる。また外来、入院治療に当って費用節約の面で医師と病院の協力を改善する。

この病院の節約措置については既に参議院で各州の反対に面しており、州は保健関係費節約法を6月3日の本会議で否決して、両院協議会にもちこまれることは確実である。

連邦労相Ehrenbergは保健費用の制限を各州の首相に極力訴え、これ以上無制限に費用をあげるのは疾病保険制度を内側から崩壊させてゆくとしている。

(一方以上の社会法案に対し、戦争犠牲者、軍人の各種団体は烈しく反対しており、また疾病金庫医連盟、病院協会等も参議院での承認を阻止すべく全力を尽くす、とこれに強い不満の意を表明している。

Süddeutsche Zeitung 14, 15, Mai 1977.

(安積鋭二 国立国会図書館)

保護されていない児童の権利

(アメリカ)

アメリカでは、児童、小数種族、貧困者等の弱者は、訴訟手続中にも一般成人と同様な法的保護がうけられない実情であるが、今あらためて、こうした実情が問題になっている。

このほど、連邦最高裁判所は、主要な児童の権利に関する事件について、7

対2でこれを拒否することを決定した。この措置は、連邦裁判所において、市民権の侵害に関する救済を得ることをますます困難にしているという、裁判所に対する一般の批判を支持するもののように思われる。

この事件はフィラデルフィアに発生したもので、両親によって精神障害施設に入れられた5人の子供達が、法的弁護人もたないというものである。訴訟は、この5人の子供と、同様な立場にある全ての子供の利益に関してすすめられたものであったが、下級裁判所は子供達も成人同様に、法的弁護とその他の手続上の安全措置をうける資格を有するものであることを判示したのであった。

今回の最高裁判所の決定をめぐって、種々意見が取り交されているが、公益法委員会は「小数種族、貧困者、および公務員の職権乱用の犠牲者を含む多くの市民が、法的救済措置もないままに放置されている」と述べている。

先週、アメリカ法律協会で、連邦最高裁のウォーレン、E・バーガー長官は、彼の8年間の任期中の260ケースについて、説明を付して裁判所側を支持した。

弱者の権利保護については、実施までまだまだ道遠しの感がある。

The New York Times, Weekly Review, May 22, 1977.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

西ドイツ疾病金庫の近況

西ドイツの疾病保険は、疾病金庫(わが国の健康保険組合に相当するもの)によって運営されているが、その数や保険料率は年々変化しており、その動向

はわが国にとっても興味深い。

疾病保険の運営機関(保険者)である疾病金庫は、8種類ごとの疾病金庫数および加入者数は表1のとおりである。これによると、1976年6月1日現在の疾病金庫数は1,435であるが、1970年には1,872あったので、6年間に437減ったことになる。この減少の主たる原因は、1972年10月以降州疾病金庫(約100か所)が廃止され、農業疾病金庫(19か所)に変わったことにあるが、このほかにも企業の合併、倒産等による疾病金庫の統廃合、疾病金庫自体の統廃合などが原因となっている。

ところでこれらの疾病金庫に加入している被保険者とその家族の数は、約5,700万人で、総人口の約92%を占めている。1969年に社会民主党政権が樹立して以来、社会保険の適用拡大が行われ、か

表1 疾病金庫種類別加入者数(1976年6月1日現在)
(単位:1,000人)

疾病金庫の種類	疾病金庫の数	強制加入者(一般)	年金受給者	任意加入者	加入者計
地区疾病金庫	307	9,419	5,739	941	16,099
企業疾病金庫	931	2,578	1,245	379	4,202
同業疾病金庫	161	1,188	266	153	1,607
農業疾病金庫	19	536	380	7	923
海員疾病金庫	1	41	14	13	68
連邦鉱山従業者組合	1	304	718	39	1,061
労働者補充金庫	8	241	67	64	372
職員補充金庫	7	4,918	1,411	2,819	9,148
計	1,435	19,225	9,840	4,415	33,480
1976年1月1日	1,441	19,258	9,737	4,548	33,543
1975年1月1日	1,479	19,200	9,490	4,782	33,472

(資料) Die Krankenversicherung, November 1976, S.253.